

第九十二回 帝國議會 船員法を改正する法律案委員會議錄(速記)第二回

(五九)

付託議案
船員法を改正する法律案(政府提出)
(第一二號)

昭和二十二年三月十五日(土曜日)午後
一時三十九分開議

出席委員

委員長 中川 重春君

理事馬越 晃君

栗原 大島太郎君

三浦 寅之助君

中村 嘉壽君

奥村又十郎君

松原 一彦君

了三君

鶴代君

森崎 良一君

了三君

鶴代君

了三君

効關係及び船内の紀律を、終戦後の新事態に即應させることにより、船員の生活の安定をはかり、もつてわが海運再建の一助たらしめんとするものであります。が、次に主要な改正點につきまして具體的に御説明申し上げたいと存じます。

新法案は、十四章百四十七條よりなつておりますが、第一章總則において、船員法の適用範圍を擴張いたしまして、總トン數五トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及び三十トン未満の漁船を除いて、すべての船舶に乗り組む船員に適用することとし、又新たに乗組員以外に豫備員をも船員法の適用の對象といたしました。

第二章船長の職務及び權限におきましては、從來商法中にありました船長の公法的義務の規定を船員法中に移しまして、統一的に規定するほか、現行法の規定を踏襲したのであります。

第三章紀律におきましては、新憲法の精神に基きまして、いわゆる海員の強制乘船の制度を廢止するほか、懲戒の種類中から監禁を削除する等、人権尊重の見地に立脚して所要の改正を施しました。

第四章以下は、前二章が海上航行の安全保持の規定であるのに對しまして、海上労働の保護規定ともいわれるべきものであり、國際労働條約の内容を採用するとともに、労働基準法案と相並んで新憲法の要請である「健康で文化的な最低限度の生活」を船員に對する基準を定めますとともに、船員の労働時間、休息その他の労働條件に關する問題を定めますとともに、船員の勞

の労働保護規定のうち、新たに規定せられました主要の點を申し述べますと、まず雇入契約の締結に際しましては、労働條件を明示するものとするほか、雇入契約に關し種々の保護規定を設けますとともに、船員が契約の解除をなし得る場合を擴張いたしました。また給料その他の報酬に關しましては、その支拂方法に關し從來より一層厚い保護を與えた必要ある場合は、最低給料を定め得ることとするほか、歩合給について一定額の保障制度を設けました。

労働時間及び休日につきましては、八時間労働を原則とし、停泊中においては原則として週休日を與えることにより保護をはかるほか、労働時間制の實施を可能ならしめるのに必要な定期員を乗組ませるべき旨規定しております。

有給休暇は、海上労働の特異性に鑑み最も重要な規定でありますので、労働基準法案の休暇日数を遙かに上回ります。

食料及び衛生に關しましては、法定の食料表により食料を支給すべき船舶の範圍、醫師を乗り組ませるべき船舶の範圍を擴張いたしますとともに、

○増田國務大臣 船員法を改正する法律案の提出理由は、既に本會議において御説明申し上げました通り、新憲法の施行に伴い、新たに船員の給料、労働時間、休息その他の労働條件に關する基準を定めますとともに、船員の勞

いたします。まず政府の説明を求めます。

○中川委員長 これより會議を開きます。船員法を改正する法律案を議題といたします。まず政府の説明を求めます。

○増田國務大臣 船員法を改正する法律案の提出理由は、既に本會議において御説明申し上げました通り、新憲法の施行に伴い、新たに船員の給料、労働時間、休息その他の労働條件に關する基準を定めますとともに、船員の労働保護規定のうち、新たに規定せられました主要の點を申し述べますと、まず雇入契約の締結に際しましては、労働條件を明示するものとするほか、雇入契約に關し種々の保護規定を設けますとともに、船員が契約の解除をなし得る場合を擴張いたしました。また給料その他の報酬に關しましては、その支拂方法に關し從來より一層厚い保護を與えた必要ある場合は、最低給料を定め得ることとするほか、歩合給について一定額の保障制度を設けました。

労働時間及び休日につきましては、八時間労働を原則とし、停泊中においては原則として週休日を與えることにより保護をはかるほか、労働時間制の實施を可能ならしめるのに必要な定期員を乗組ませるべき旨規定しております。

有給休暇は、海上労働の特異性に鑑み最も重要な規定でありますので、労働基準法案の休暇日数を遙かに上回ります。

食料及び衛生に關しましては、法定の食料表により食料を支給すべき船舶の範囲、醫師を乗り組ませるべき船舶の範囲を擴張いたしますとともに、

最後に本法案の立案の過程を申しますと、本會議でも御説明申し上げました通り、本法案は、船主及び船員の代表者を初めとして、關係各方面の學識経験者からなる臨時船員法令審議會が、東京、神戸を初め全國主要港で開かれました公聽會の意見を參考として、約半年にわたり慎重審議を重ね、成案を得ました答申を骨子としているのであります。最も民主的方法によつて立てられたものであります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことを希望する次

第であります。

○中川委員長 次いで質疑に入ります。

○米窪満亮君

○米窪委員たゞいま運輸大臣から御

名前は改正でありますけれども、その内容を承りますと現行法の非常なる變革になり、殊に船員に對する相當手厚い保護規定が盛られておるのであります。

災害補償の額は、船員が後顧の憂な船員とともに夜間労働を禁止するほか、労働基準法案に準じた保護規定を設けてあります。

船員に從事し得るように、從來の扶助額に比し晝期的に増額いたしました

が、一面船舶所有者の負擔を輕減せしめため、これらの補償を保險によつてカバーすることとし、目下船員保險

法の改正の準備を進めておりますが、成案を得次第今議會に上程される豫定

であります。

右のほか就業規則、監督制度等につきましても、概ね労働基準法案の趣旨と同じく、必要な改正をいたしております。

最後に本法案の立案の過程を申しますと、本會議でも御説明申し上げました通り、本法案は、船主及び船員の代表者を初めとして、關係各方面の學識経験者からなる臨時船員法令審議會が、東京、神戸を初め全國主要港で開かれました公聽會の意見を参考として、約半年にわたり慎重審議を重ね、成案を得ました答申を骨子としているのであります。最も民主的方法によつて立てられたものであります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことを希望する次

ときば、他の職員に手渡させることができる。この點は私の経験によると、海員界の今までの宿弊をありますと、水夫たとへば一つの例を申しますと、水夫長、火夫長というものがあります。今では名前が變つておりますが、この水夫の取締りをしておる者、あるいは火夫の監督をしておる者が、同じく船員でありますながら、一括して部下の給料をもらう、この場合に、船員が家族へ金を送るとかいうような關係で前借りをするのであります。その前貸しをするときに、一割、あるいは二割という非常な高利をつけて貸すのであります。この高利は給料を渡す時に天引するのであります。この惡弊があつたために、船員が非常に困つた。これは最近においてその弊害はなくなつてきたのでありますが、まだ／＼絶無とは言えないのです。そういう海員界の實情のところにもつてきて、この第五十五条でもつて、やむを得ざるときは他の職員に手渡さすことができるといふような但書を入れておくことは、この宿弊を矯正する意味において、これははなはだ遺憾であると思ふのであります。それが、これを一つお伺いいたします。

○大久保政府委員 紙料を渡す場合における諸般の弊害につきましては、たとえば米窓委員から御指摘になつたよ

うな事情があつたのであります。このにあります「やむを得ない事由」のとおりと申しますのは、やはり船長が一船の秩序の維持者といつまし

て、やむを得ないと認定し、また他の職員についても船長がこれを定めるわけであります。船長は一船の統率者としての關係から、今後さような弊害が起らぬように仕向けてゆくよくな

べきは、他の職員に手渡させることが

方向に、運營していくたいと思いま

す。然として國家管理といふ方向を維持してゆくのであるが、あるいは最近盛んに論議されておるところの民營——こ

の戦時管理令が失效になると同時に、各徵用された船をまた元の船主へ返すのである。この點は相當重大である

といふ御意見には、直ちには賛成しかねるのでございまして、やはり私ども

おいでにならなければならぬ、そんであ

りますから、運輸大臣に對する質問を

さきにお願いいたします。

○中川委員長 米窓君に申し上げま

す。大臣は討論にはいると、そちに

おいでにならなければならぬ、そんであ

りますから、運輸大臣に對する質問を

さきにお願いいたします。

○米窓委員 それでは法案に對する質

疑はこゝで打切りまして、大臣に對し

てお伺い申し上げます。

今日日本の船舶の大部分は、船舶運

營會が徵用しておる。また船員も船舶

運營會が徵用しておりますが、これは

戦時中の戰時管理令によつて、そ

うことになつておるのであります。こ

の管理令は三月三十一日限り失效する

ということを聞いておりますが、その

後における船舶運營會に對する監督官

廳としての運輸省は、どういう工合に

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

何らかの法令がやはりなくてはなら

ぬ。管理が實は存續するのであります

から、その法令等につきましては、今

うような建前になつておりますから、

何らかの法令がやはりなくてはなら

ぬ。現實の問題で申し上げるのですが、たとえば船主經濟から言いまし

て、石炭なら石炭、あるいはその他の

荷物を運ぶのに、今日の運賃とこれに

要する經費の對照を見ますと、とうて

い自營では引合わない。たとえて言い

ら、さよう御諒承願います。それから

今日は船舶公團といふものができて、お

公團がやりまして、そうして船主と公

團とで共有する、こういうことに相な

ります。これは結果的には社會

化ではないかといふお説であります

が、結果的には社會化かもしれない

が、公團をつくるゆえんのものは、船

主等の經濟力をもつてては、とうて

いこれらの中造なり改造なり、大修理

については、そいつた形の機構を

つくりうとしておるのに對して、運營

する側は、やはりこれと同調して、依

るといふ御意見には、直ちには賛成しかねるのでございまして、やはり私ども

戻すべきものところいうふうに思いま

す。たゞ戻す際にも、現在の船舶運營

會の職員等の職業問題等について脅威

を與えないように、この點は慎重に考

究して善處したい、こう存じております。

ですからさよう御諒承願います。

○増田國務大臣 米窓委員の御質疑に

お答え申し上げます。船舶管理令はお

説の通り今月末をもつて期限が満つる

ことになつておりますが、御承知の通

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

法案が出てくると思ひます。この法案

の内容について新聞紙の傳えるところ

によりますと、政府がその公廳をつく

り、百トン以上の船舶は、終戦後は連

合軍の管理下に屬しておりますが、從

つて船舶管理ということは連合軍の委

託をうけて政府が管理しておるこうい

うような建前になつておりますから、

ははたして今日運營會に與えておる

船主は成立していかぬ。この點は政府

は民營に移すといふ前提條件をして

おやりになるのか。もちろんこれは監

督官廳としての關係も考慮しなければ

ならぬと思ひますが、一方において續

行船、あるいは沈没した船を引揚げる

引揚船については、船舶公廳に關する

船で、いわゆる長期定期船になつておらず、
ますが、殘りの稼働船、働き得る船舶
は六十萬トン。この六十萬トンに對し
て郵船、商船その他の會社が、私の調
査によるると百四十社もある。これらの
ものが自白押しに並んで、しかも帳簿
だけの財産よりもたないというような
船主、現實に船を一ぱいも知らないと
いう船主がこの中にあるのであります
。こういうよろんな船主經濟の事情か
ら見て、今日先ほど申し上げた運賃と
諸掛との懸隔が非常に大きいといふこ
と、それからこういつた群小船主が並
んでおるというこの二つの事實から見
て、運輸當局はこれに對して企業合同
でも進めるお考えがあるか、あるいは
この採算のとれないマイナスの船主に
は、依然として運營會に與えておつた
ように差額補給金をおやりになる施針
であるか。民營になる際の態度、この
二つの點についてお尋ねいたします。

の運航統制を守りながら、船主がその能率をあげ得るような態勢に進めていきたいと思うのであります。また運賃政策につきましても、これまた運賃政策と言いますか、物價政策によつていいろいろと制肘をうくべきものと考えられるのであります。ともかくその間の調整につきましては、十分考慮していきたいと思うのであります。最後に今日の船主で船をもたぬ者もある。また一ぱい船主のごとき非常に船の少いものもできているが、それをどうするかというお尋ねであります。これは私は自然に統合せらるべきものと考えます。必ずしも現在の船主をそのままにすることよりも考えておりません。

○有田政府委員 その點が實は關係筋と目下いろ／＼と折衝を重ね、また先方においてもいろいろと研究を重ねておる問題であります。今直ちにかくするんだということは、遺憾ながら申しがねる實情であります。しかし大體想像されるごとく、今日の段階におきまして運營の統制ということはこれは必要であります。さきに言いましたように、同時に船主をして大いに能率を發揮させるような態勢にもつていかなければならぬということを考え、今そこの線に沿いながら、次の段階に進みたいとかようりに考えております。

○米塙委員 はなはだ物足らぬですけれども、これ以上はお困りのようですから、この點はこの程度で質問を打切ります。

一 次は勞働省のことについてお尋ねしたいですが、最近勞働省といふものが設立されるということを承つております。これは新聞の傳えるところによるところ、報道區々でよくわかりませんが、船員勞働に關する行政も勞働省に移す、鑑山の方も移す、あらゆる勞働者に關する問題は勞働者に移すということを伝えられております。また一方船員勞働は依然として現在の海運總局に殘すという説もあるのであります。これに對して運輸大臣としては、船員勞働の特殊性、あるいは船員の勞働條件の問題であるとか、そういう監督行政、船員の職業に關する行政、そういうものと切り離して、船員勞働行政だけを移す。もつとひらく言えば、海運總局の船員局の抜つておるものだけをもつていかれたときに、その他の局で抜つておる船員に關する行政との一貫性

を缺くといふ點において、はなはだ不便であるから、それは現在のまゝのものとして置きたいといふ御意向であるのか、あるいはいつそのこと勞働省もつていつた方がいい、というお考えであるのか、運轉大臣の御意見を伺います。

○増田國務大臣 お答え申し上げます。我が國海運勞働界の大先輩米薩議員の御質問であります。私はこういう方面はきわめて経験の乏しいものでござりますが、一般勞働に關する勞働行政については、相當私も年數をかけて勉強しておるのであります。御説のごとく、海運勞働は陸上勞働に比べますと性質も非常に異つた特殊性をもつておるというように聞いておりますし、また現に私も海上労働者ごとく、多少は船に乗つてみてわかつております。全然土の上を離れた一つの運命共同体といふますか、危険共同體といふようなシンボルである、單なる勞働だけを切り離して勞働省が所管するといふことによつて、海運を立派に運営できなくなるふうに私は感じております。船長と船員の關係、あるいは船員相互の關係、勞働を離れた紀律の關係というようなものが一體となつて、勞働條件の維持改善といふ行政と一緒に離して、規律の關係・船員と船長の關係、その他海運勞働者に附帶しておる特殊性から、勤勞條件の維持改善だけを切り離して、向うの所管にしたゞけでは、うまく海運が運営できない。こ

ういうように私は確信しておりますまし
て、關係方面ともみずからも折衝し、
また事務當局等をしている／＼折衝せ
しめつゝあります。現在の状況では
方々に海上労働の特殊性をいうものを
諒解せしめつゝあるというふうに感ぜ
られますから、その點御諒承願います。
結局私といたましては、どうして
も労働省に海上労働を全然所管させる
といふことは面白くないという見解
は、終始同一でございます。たゞいや
しくも労働省ができる、陸上労働のこ
とは知つているが、海上労働のことは
まるつきり存じませんといつたことでは
は、これは労働省なり労働大臣として
も苦しむからとう存するわけであ
ります。海上労働の配分はこういうふ
うになつておるということくらいは知
らなくてはならない。大局觀察くらい
はできなくてはならないものと感じて
おります。その間における連絡徹底と
いうような範囲のものを労働省に設け
てもろうといつたような運びになるよ
うに諒解を得つゝあります。しかし
まだはつきりした、具體的にどうなる
こうなるということは申し上げかねま
すが、そんなふうな方向に向いており
ますから、さよう御諒承を願います。

ましょが、しかし半面において、海上の事故がありました場合起ります。いろいろな結果のきわめて重大な點を考えますと、やはり刑事政策といたしましては、相當結果の點に重きを置きまして、ある程度の處置をいたさなければならぬという結論になると思いまして、すなわち船員は多數の貴重な人命を託されているというような關係から、運航にあたつてはその責任の自覺の上に、事故の発生することのないよう、特に強い注意が要請されています。ではないかと思うのであります。今申しました刑事責任の結果の輕重を重く見るということは、御承知の通り刑法規の一貫している原則であります。さて、結果の重大といふ點を除外しまして、過失の程度いかんによつて結果を左右いたすということは、現在われわれの考えおもます刑事政策の上から申しますと、實はいがどかと存れるのでござります。もちろん先ほど申されましたように、いかにも氣の毒な事情のある場合も相當ございます。それらの關係につきましては、具體的にその事件を取扱いまする裁判所におきまして、適當な措置が必ず下さることがござりますならば、わたくしと申しますと、また裁判所の方をしてまことに申譯ない次第でございまして、日々にして能力が足りませんために、不當な裁判をいたすといふようなことがござりますならば、わたくしと申しますと、また裁判所の方を先にし、刑事裁判はその後にした

らどうかというお話をございます。私は正確なことは存じませんが、その実につきましては、わが司法部では、ますます船員は、相手の船員側につきましては、臨時船員法令審議所、検事局に向いまして、そういう重大な事件につきましては、懲戒海事審判の方を先にし、刑事裁判の方はその結果を見てからやれというような通牒も出でたことと存ずるのであります。たしか大正年代に、既に各現地の裁判所が取扱う、すなわち三審で済むよろいことをお聽きたいと思ひます。すなわち船員は多數の貴重な人命を託されているというような關係から、運航にあたつてはその責任の自覺の上に、事故の発生することのないよう、特に強い注意が要請されています。ではないかと思うのであります。今申しました刑事責任の結果の軽重を重く見るということは、御承知の通り刑法規の一貫している原則であります。さて、結果の重大といふ點を除外しまして、過失の程度いかんによつて結果を左右いたすということは、現在われわれの考えおもます刑事政策の上から申しますと、實はいがどかと存れるのでござります。もちろん先ほど申されましたように、いかにも氣の毒な事情のある場合も相當ございます。それらの關係につきましては、具體的にその事件を取扱いまする裁判所におきまして、適當な措置が必ず下さることがござりますならば、わたくしと申しますと、また裁判所の方を先にし、刑事裁判はその後にした

らどうかというお話をございます。私は正確なことは存じませんが、その実につきましては、臨時船員法令審議所、検事局に向いまして、そういう重大な事件につきましては、懲戒海事審判の方を先にし、刑事裁判の方はその結果を見てからやれというような通牒も出でたことと存ずるのであります。たしか大正年代に、既に各現地の裁判所が取扱う、すなわち三審で済むよろいことをお聽きたいと思ひます。すなわち船員は多數の貴重な人命を託されているという關係から、運航にあたつてはその責任の自覺の上に、事故の発生することのないよう、特に強い注意が要請されています。ではないかと思うのであります。今申しました刑事責任の結果の軽重を重く見るということは、御承知の通り刑法規の一貫している原則であります。さて、結果の重大といふ點を除外しまして、過失の程度いかんによつて結果を左右いたすということは、現在われわれの考えおもます刑事政策の上から申しますと、實はいがどかと存れるのでござります。もちろん先ほど申されましたように、いかにも氣の毒な事情のある場合も相當ございます。それらの關係につきましては、具體的にその事件を取扱いまする裁判所におきまして、適當な措置が必ず下さることがござりますならば、わたくしと申しますと、また裁判所の方を先にし、刑事裁判はその後にした

らどうかというお話をございます。私は正確なことは存じませんが、その実につきましては、臨時船員法令審議所、検事局に向いまして、そういう重大な事件につきましては、懲戒海事審判の方を先にし、刑事裁判の方はその結果を見てからやれというような通牒も出でたことと存ずるのであります。たしか大正年代に、既に各現地の裁判所が取扱う、すなわち三審で済むよろいことをお聽きたいと思ひます。すなわち船員は多數の貴重な人命を託されているという關係から、運航にあたつてはその責任の自覺の上に、事故の発生することのないよう、特に強い注意が要請されています。ではないかと思うのであります。今申しました刑事責任の結果の軽重を重く見るということは、御承知の通り刑法規の一貫している原則であります。さて、結果の重大といふ點を除外しまして、過失の程度いかんによつて結果を左右いたすということは、現在われわれの考えおもます刑事政策の上から申しますと、實はいがどかと存れるのでござります。もちろん先ほど申されましたように、いかにも氣の毒な事情のある場合も相當ございます。それらの關係につきましては、具體的にその事件を取扱いまする裁判所におきまして、適當な措置が必ず下さることがござりますならば、わたくしと申しますと、また裁判所の方を先にし、刑事裁判はその後にした

らどうかというお話をございます。私は正確なことは存じませんが、その実につきましては、臨時船員法令審議所、検事局に向いまして、そういう重大な事件につきましては、懲戒海事審判の方を先にし、刑事裁判の方はその結果を見てからやれというような通牒も出でたことと存ずるのであります。たしか大正年代に、既に各現地の裁判所が取扱う、すなわち三審で済むよろいことをお聽きたいと思ひます。すなわち船員は多數の貴重な人命を託されているという關係から、運航にあたつてはその責任の自覺の上に、事故の発生することのないよう、特に強い注意が要請されています。ではないかと思うのであります。今申しました刑事責任の結果の軽重を重く見るということは、御承知の通り刑法規の一貫している原則であります。さて、結果の重大といふ點を除外しまして、過失の程度いかんによつて結果を左右いたすということは、現在われわれの考えおもます刑事政策の上から申しますと、實はいがどかと存れるのでござります。もちろん先ほど申されましたように、いかにも氣の毒な事情のある場合も相當ございます。それらの關係につきましては、具體的にその事件を取扱いまする裁判所におきまして、適當な措置が必ず下さることがござりますならば、わたくしと申しますと、また裁判所の方を先にし、刑事裁判はその後にした

らどうかというお話をございます。私は正確なことは存じませんが、その実につきましては、臨時船員法令審議所、検事局に向いまして、そういう重大な事件につきましては、懲戒海事審判の方を先にし、刑事裁判の方はその結果を見てからやれというような通牒も出でたことと存ずるのであります。たしか大正年代に、既に各現地の裁判所が取扱う、すなわち三審で済むよろいことをお聽きたいと思ひます。すなわち船員は多數の貴重な人命を託されているという關係から、運航にあたつてはその責任の自覺の上に、事故の発生することのないよう、特に強い注意が要請されています。ではないかと思うのであります。今申しました刑事責任の結果の軽重を重く見るということは、御承知の通り刑法規の一貫している原則であります。さて、結果の重大といふ點を除外しまして、過失の程度いかんによつて結果を左右いたすということは、現在われわれの考えおもます刑事政策の上から申しますと、實はいがどかと存れるのでござります。もちろん先ほど申されましたように、いかにも氣の毒な事情のある場合も相當ございます。それらの關係につきましては、具體的にその事件を取扱いまする裁判所におきまして、適當な措置が必ず下さることがござりますならば、わたくしと申しますと、また裁判所の方を先にし、刑事裁判はその後にした

いて一元的に取扱うべきものであるといふ熱烈な希望をもつてゐるのであります。いずれこの點は後刻厚生省關係の政府委員の方にお尋ねするつもりであります。が、海運總局關係としてはどういふ御意見であるか、またそれについて運輸省としては省議でも決定になつておられるかどうか、この點を伺いたいと思います。

いて、仰せの通り、海員組合を初め船主、その他本件に關係のある者のほとんどが、厚生省と運輸省と離れたため非常に不便であるといふ強い希望があることは事實でございます。従いま

してわれ／＼海運當局といたしましては、何らかの方法によりましてこの問題を解決したいと考えてゐるのであります。また運輸省としての省議とか何かといふ堅苦しい手續はとつておりませんが、運輸省といたしましては厚生省と話し合ひをいたしまして、何らかの形において、近い將來にこの問題を解決したいと考えております。

○米運委員 私が先ほど御指摘申し上げた臨時船員法令審議會の附帶決議の中、「政府は一九三六年十月六日(ニューヨークにおいて採擇された)『港における船員の福利の増進に關する勧告』に規定された事項を實施するため努力する」と共に「一九三四年十二月一日(ラウツセルにおいて調印された)『花柳病治療の爲の船員に便宜供與方に關する協定』」になるべく速かに加入するよう「取り運ばれた」ということがあります。それからもう一つ「政府は、船員法改正に關連し、船員の健康状態の改善を圖るために船内における居住衛生設施に關し規定する法令の改正を圖られました。それからもう一つ「政府は、船員

たいという附帯決議も置いておりません。この後の附帯決議については、現行の船員法によると、船員及び旅客を交えて百人以上の乗員がある場合には医師を乗せるということになつておりますが、百人以上ではこの附帯決議は満足しないところをもつて出ていると私は御解釋しております。これら等の點について、政府はこの附帯決議の趣旨に合つたためには、近い将来においてどういう態度をおとりになるつもりであるか、この點をお聞きしたいと思います。

○大久保政府委員　たゞいまお話がありました附帯決議の、港における船員の福利増進に關する勧告並びに花柳病治療のための船員に便宜を供與するところに關する協定等につきましては、船員の海上労働の特性からいたしまして、その勞働保護等はかりりますために、いずれもこれに整備しなくてはならぬ問題のみでありますので、これらの方針を實施するに最も適當とする機關等の協力を得まして、一日も早くこの附帯決議の實行に着手をいたしました、ふように考えております。

○米澤委員　船員保險について、厚生省の政府委員がお見えになつておなりますから、お尋ねをしたいと思います。この船員法を改正するためには、臨時船員法令審議會といふものが海運總局の中にもたれでおります。それが一月十六日に附帯決議を出しております。それは政府は、改正船員法案第十章災害補償に規定する船舶所有者の負擔すべき給付と同程度のものを、船員保險で給付し得るよう、船員保險法を改正するとともに、この際船員保險業務の圓滑な運営を圖るために必要な抜本的措

置を講ぜられたい。この前段の、船員保険で給付し得るよう、改正船員法案第十章の災害補償規定に同調しろといふことではあります、つまり言いかえると、改正法律案が實施された場合においては、現在の船員保険ではそれ追いつかないものが出でてくる。先ほど運輸大臣は、その點は船員保険を改正する意思があるということを述べられたのであります、厚生省としての御意見を伺いたい。

○石丸政府委員　たゞいま附帯條件として述べられました點を、十分織り込んで改正することにいたすつもりであります。

○米窪委員　これは實は第九十議會において、私豫算總會でもたび／＼質問したのです。保険局長に對してまことに相濟まぬですが、率直に申し上げますと、被保險者である船員、それから保険料の相當な分擔者であるところの船主、兩方面から、今日の船員保険は非常に評判が悪い。どういう點が評判が悪いかといふことを、一つ他山の石としてお聽取り願いたい。實は私この船員保険法ができるとき、船員保険法制定の審議會の委員であつたのですが、その當時私は保険料といふものが非常に高過ぎる。保険給付の目的がらみてこれは非常に高い、すなわち標準報酬月額百圓について十七圓といふものを船員に拂わせる。さらにそのほかに船主からは、保険額の十七分の十を徴収する。こういうことで、必ずも餘つてくるから、その當時の要望であつた失業年金、または手當金といふものを給付項目の中に加えろということを強く主張したのでありますが、そ

の當時保険數學の専門家は、どうして
もそろばんがそれないということで、
船員の失業年金は落してしまつた。と
ころがはたせるかな、これは古い統計
ですが、昭和二十一年四月一日現在の
積立金は四千五百萬圓に上つておる。
しかもこの金はどう處分されておるか
といふと、仄聞するところによると、
債券をお買いになつておる。船員が非
常に憲給で、血の涙の出るような保険
料を拂つて、積り積つた四千五百萬圓
で厚生省が債券を買つておるといふこと
とは、はなはだもつてのはからと私は
考へる。なぜこの際厚生省は、船員保
険を根本的に改革して、これに現下の
要望であるところの失業年金を加えら
れるお考へがないのか。今までにはなか
つたのですけれども、近い将来におい
て急速にそれをおやりになるといふお
考へはないか。その點について保険局
長の御意見を伺いたいと思います。

おられまする材料等をお目にかける機会があらうかと思つております。
○米窪委員 着任早々非常に短期間の石丸さんに、つっこんでお尋ねするのもまことに恐縮ですが、この機會にお尋ねしたいのは、われくとしては、保険料の收入の半額はこれを長期給付に充てて、残りの半額を短期給付に充てるべきが、大體において妥當であると考へております。ところが現行の船員保険はそういうバランスがとれていない。しかも支出の方は昭和二十年度の短期給付においてはわずかに二百万圓、その年度の給付件数は三萬七千五百圓といふとて、十五件ですから、從つて一件当たり六十七萬圓といふとて、被保險者である船員の疾病あるいは傷害、あるいは脱退、あるいは災害、そういうものはあるのであります。しかし長期の場合でも、短期の場合でも、該當事故はなかつたから、當りわざかに百二十圓であります。これでは積立金が残るのはあたりません。ところが長期給付についても同様なことが言えるのであります。しからば長期の場合は、手續が非常に煩瑣でありますから、各地方官廳に保険事務をやらしておる。ところがこの地方官廳といふのは、船員の實情には疎い。そういう実験行政などはあまり關係がない。こまう不慣れた連中がやつておるたゞに、いわゆる繁文禮節でむずかしいために、申請手續が煩瑣であるがたゞに、氣の短かい船員はそういうめんどうくさいものはいらないとかいうことで、手續しないという實情であります。そういうわけで、保険事故の該當整付は相當あるにかゝわらず、保険給付は

確實にもらつた者は少い。それが今日船員保険の非常に不評である原因であります。もう一つの點は、脱退給付といふものが船員保険の給付項目の中にあります。この脱退給付といふものは三年以上船員をしておる者にやるというのが原則である。しかるにこの脱退給付の關係は、國民健康保険法の厚生年金といふものは三年以下でも、六箇月以上の場合においては、その資格ができるから半年の間にこれを申請するともらえるという特別な勅令が出ておる。ところがそういういた國民健康保険あるいは船員保険という同じ種類の保険を取扱つておる厚生省が、一方の國民健康保険法の場合には、いわゆる厚生年金については三年以下でも特別の勅令によつて支拂う。しかしに船員に對しては支拂わない。もちろんそれは省令として豫告はしておるけれども、それが船員の場合には船に乗つておるから徹底をしない。いきおい船員で特別の恩典に沿つておる者は非常に少いのが實情であります。この點は私九十議會において厚生大臣に注意を喚起した。その間約二年間脱退給付といふものの恩典、いわゆる無資格者の特別の恩典といふものに沿つておる者は一人もないと言うていい。これははなはだ片手落ちじやないかということを厚生大臣に注意を促したところ、厚生大臣もその點ははなはだ遺憾であるといふことで、御承知の通り九十議會に厚生年金保険法及び船員保険法特例案といふ法律をあわせて食つて出したという状態である。こ

ういうことから見て、私こういう結論

を得る。これは結局労働行政を行う官廳と別々の官廳が、船員の生活問題に直接關係のある保険事務をやるからいろいろあるであります。しかしも、各官廳の割據主義を清算して、労働行政をやつておられる官廳に船員保険事務を並行しておやりになると、いふお考えはないのか。こういうことを厚生當局に伺いたいと思います。

○石丸政府委員 たゞいまの御質問御意見等を伺いまして、非常に得るところが多かつたのであります。事務の不圓滑その他に關しましては、將來とも十分注意いたしまして、さようなことはないようになつたいたいと思つております。船員保険を運輸省に移管するといふ問題につきましては、たゞいま厚生省の内部では移管するといふことに相なつておりますし、また私ども十分研究しておりますので、こゝではつきりお答えはできませんが、事業關係その他から申しますと衛生局等と非常に關係が多い。また薬品の關係においても便宜の面もある。また保険關係のいろいろな計算その他の數字的の方面から申しましても、統一してやつたらいいだろう。こういうふうに考えておるわけであります。御意見の點はなお大臣に申し上げるようになつた。かように思つております。

○米澤委員 私の質問はこれをもつて終ります。

○中川委員長 それでは本日はこの程度にいたしまして、次會は明後十七日午後一時より開會いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後三時十三分散會